

評価委員会の役割と今後の審議スケジュールについて

1. 評価委員会の役割（根拠：地方独立行政法人法）

地方独立行政法人の業績評価の主体は設立団体の長に一元化されている一方で、評価の厳格性・客観性の確保等の観点から、議会の議決を要するものについては設立団体の長の附属機関である評価委員会の意見を聴くこととされています。

内容	法令
特定地方独立行政法人を一般地方独立行政法人に変更する際の意見	法 8 条④
中期目標の作成・変更の際の意見	法 25 条③
中期目標期間における業務の実績を評価する際の意見	法 28 条④
中期目標終了時の事業業務及び組織全般にわたる検討をする際の意見	法 30 条②
出資等に係る不要財産の納付について認可する際の意見	法 42 条の 2 ⑤
重要な財産の処分について認可する際の意見	法 44 条②
設立団体の数の減少に伴う財産の処分に対する意見	法 67 条②
地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に対する意見	法 49 条②

2. 令和5年度の評価委員会開催予定（案）

回数	開催時期	審議事項	具体的内容
—	市議会定例会 6月	議案の上程	・定款の制定について ・評価委員会の共同設置に関する協議について
第1回	8月9日	運営規定など 中期目標	・運営規定(案)、傍聴要領(案) ・中期目標(案)の説明
—	市議会協議会 8月23日	中期目標	・中期目標にかかるパブリックコメントの実施について
第2回	10月初旬	中期目標 パブリックコメント	・パブリックコメントの結果について ・中期目標に対する意見について ・中期目標(修正案)の説明・意見聴取
第3回	11月初旬	中期目標	・前回意見の確認 ・評価委員会意見書(案)
—	市議会定例会 12月	議案上程	・中期目標を定めることについて